

令和5年度 就業支援講習会業務仕様書

1 業務の目的

大阪市内居住のひとり親等を対象に資格・技能の取得やスキルアップのための講習を行い、受講生の技能の向上と経済的自立を図ることを目的とする。

2 実施（契約）期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

3 業務内容等

(1) 開講予定講座及び日程、講習時間、定員等

別紙1～3参照

(2) 講習体制・カリキュラムの作成

講習目的を確実に実施するとともに受講生個々の習熟度について確認できる体制を構築する。また、大阪市ひとり親家庭福祉連合会（以下、「当会」という。）が定めた講習時間に応じて、就業に向けた知識や技術が習得できるよう講習カリキュラムを作成する。

(3) 講習用テキスト、演習問題等の作成

検定試験に沿ったテキストを使用し、必要に応じて演習問題等の補助教材を作成する。

また、テキストは見本（当会用1部）と受講生人数分を講習実施前に当会指定場所に納品する。

(4) 資格試験に関すること

資格試験が付随する講座については、試験にかかる資料（申込書）等の提供をはじめ受験にかかる事務を行う。

なお、試験機関については当会が定める機関とし、講座終了後すみやかに受験できる体制を整える。

(5) 満足度調査等のアンケートの実施

受講生の理解度や満足度等を把握するためのアンケート調査を実施し、事業終了報告書（様式5）と併せてアンケート集計結果を提出する。

(6) 講習実施場所

大阪市立愛光会館及び受託者が確保する施設等

(7) 当会が用意できる研修素材（愛光会館で実施する場合のみ）

ホワイトボード、プロジェクター、スクリーン、教材の用紙等

4 講師

講師については、提案時に講師プロフィールを添えて提案する。

万一、提案した講師に不都合が生じた場合は、同等以上の講師を手配し、当会の了承を得ること。

(1) 講師の要件

講師は次の要件を満たしていること。

ア 当該資格を有し、民間企業や自治体等で当該講師として3年以上従事した経験のある者。

イ 講師として豊富な経験を有する者。

(2) 講師の変更

講師は事前に届け出し、開講中の変更は認められない。

なお、やむを得ない場合は、当会と協議のうえ調整する。

5 委託料等の支払い

(1) 本業務の履行完了後、契約書に基づき支払うこととする。

(2) テキスト代については、受講人数分の支払いとなるため、受講人数によって増減する。

6 再委託

本業務について、他の者に業務の全部または一部を再委託することはできない。

7 講座の中止について

受講希望者が定員の半数に満たない場合、また、新型コロナウイルス感染拡大等の社会状況により講座を中止することがある。この場合、費用は発生しないものとする。

なお、講座中止の判断は開講日から起算して10日前に行う。当日が日曜・祝日の場合は翌開館日とする。

8 その他

- (1) 事業者は、業務の円滑な実施及び本会との連絡調整にあたる業務担当者を配置し、その内容を本契約締結時に当会に届け出る。
- (2) 本業務について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び当会の指示によるものとする。
- (3) 管理体制が整わない等により事業者が行う業務の履行が確実でないと認められるとき、社会的信用を損なう等により事業者としてふさわしくないと認められるときなど、事業者に指定することが著しく不適当と認められる事情が決定の通知後に生じたときは、決定を取り消すことがある。
- (4) その他、疑義が生じた場合は当会と協議する。

9 仕様書に関する問い合わせ先

大阪市立愛光会館指定管理者

公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会（担当：芝田・飯澤・寺本）

所在地：〒531-0071 大阪市北区中津1-4-10 大阪市立愛光会館3階

TEL：06-6371-7146 FAX：06-6371-6722